令和８年度第２回豊橋市児童相談所設置等検討会議（有識者会議）　会議録

日　時	令和８年 10 月２日（金）午後２時 00 分～午後４時 00 分
場　所	豊橋市こども若者支援センター　第１会議室
出席者	［委　員］敬称略・五十音順 井上香奈子、河邊伸泰、中村聡、前田清 ［事務局］ 小清水仁美（こども未来部長）、桑名闘志也（こども若者支援センター長）、後藤寛貴（副センター長）、元吉レイ子（専門員）、後藤和也（主査）、綾野雅子（専任主査）　他２名
欠席者	大瀧和男、岡本あい
傍聴者	１名

要旨

●資料について事務局から説明

○Ａ委員（議長）

それでは、ただ今の内容に関して、質疑や意見があれば発言をお願いします。私からお聞きしたいのですが、一時保護所の施設のイメージが出ていて、日中は日中活動エリアに男子も女子も幼児も含めていて、食事や勉強、遊びは皆一緒にする。それで日中活動エリアと男子ユニット、女子ユニットは自由に行き来できると。生活の動線はそういう想定ですか。

○事務局

そうです。男女がいかにして普段の生活の中で、どこまで許容して行き来ができたり、やりとりができたり、というところはポイントと聞いています。今想定していたのは、男子ユニット、女子ユニットまでの行き来は難しいとしても、中間くらいにある日中活動エリアは、男女関係なくくつろげる場所でというのが大事になると思っています。ここはすごくポイントだと言われていて、皆さんの意見も伺いたいです。

○Ａ委員（議長）

いろんなところにこどもが行き来すると、職員の数もいるのかなと。もちろん日中活動エリアには職員がいるし、それぞれのユニットにも職員がいるという想定で、ある程度職員数を考えないといけないと思います。

○Ｃ委員

男女が交わるというのはどうなのか。

○Ａ委員（議長）

市内の施設でも日中は。

○Ｃ委員

一時保護の子は他の子と交流してはいけない。

○Ａ委員（議長）

本体施設の中の子は交流がありますか。

○Ｃ委員

はい。ただ居室エリアは異性のところには行けないとしていますので、この考え方はなかなか難しいのかなと。特に女の子で高学齢児になってくると、性的な問題で入ってくる子がいると、男の子たちはちょっかいを出すことにつながってくるのかなと思いました。

○Ｄ委員

他市の一時保護施設は、男女共用の日中活動エリアみたいなところがありますが、それが原因で問題が起きたとは聞こえてこないです。県も以前はエリアは分かれていたけど、男女が接する時間はありました。たしかにＣ委員がおっしゃられたように、かつて朝のラジオ体

操や運動などを一緒にやっていましたが、「夜、居室の鍵を開けておいてね。」とこそっと手紙を渡して、実際に来たりということもありました。どこまでそれをカバーするか。例えば夜中寝る居室が男女完全に分かれていればそういう心配はないと思います。経験的に言うと、男女の交わりもだし、幼児と学齢児との接点があるととてもいいなと思います。特に女子は、幼児がいると非行少女がすごく優しくなったりします。新しい保護所をつくるときにすごく議論になったところです。ただ安全面から言うと、均一の集団の方がいいところもあります。分けた方が管理はしやすいです。ただどこかで接触できるようなエリアや時間帯があるのが望ましいと思います。

○A委員（議長）

日中活動エリアは行きたかったら行ける、行きたくない子はユニットでという形で自由に行き来できる方がいい。また時間で区切る。夜の時間は日中活動エリアは使わないなど。そういうルールで、交流できる場はあった方がいいと思います。どうしてもユニットだけだと閉鎖的になってしまうので。

○C委員

D委員が言われたように、幼児と女の子が触れ合うと、言われたとおりのことが経験あります。そこは必要だと思います。

○D委員

男の子もあるにはありますが、暴力的な子が若干心配です。女子棟だとお姉ちゃんが面倒をみてくれると、指導員も少し楽になったりします。男の子の皆が暴力的なわけではありませんが、なかには加減のできない子や、最近幼児でもつっかかってくる子が多いので、そういう子を上手に関わってくれればいいですが、５つ以上も年下の子に対してムキになって反撃する子がいたりすると困ります。

○事務局

いろいろ見てきましたが、司法面接を考慮して作っているのはどこの自治体にも感じました。機材や音が漏れないような環境などの工夫は、すごく大事だと聞いています。こどもの聞き取りで、こどもが話しやすいように、なるべく静かな場所が大事だと。何回もできるわけではないので、１回の面接でどれだけ真実を語ってくれるような配置にするかなど、工夫しているなと感じました。

○D委員

その意見には反対で、そこまでサービスしなくてもいいような気がします。

○A委員（議長）

一時保護中の子がどこかに移動して、こどもの面接に適していない場所で司法面接を受けると考えると、こどもの安心を考えた施設はいい。

○D委員

最近は検察庁の方がそういう部屋を工夫して作っています。主たる質問者は検事がやることが圧倒的に多いですが、これから警察官が増えてくると思います。豊橋支部にもありますよね。

○B委員

あります。応接室みたいなものが。ビデオカメラが設置されていて、別室で皆待機して、インカムで聴取者に対して「日時を聞け」とか「何曜日か聞け」とか指示をしています。県内の司法面接と全国的なレベルはかなり違うのかなと思います。元々「司法面接」は「司法解剖」と似たような概念で、後々裁判所で物事を判断するときに証拠に残しておくということです。初期の段階で面接して、それをビデオに残しておいて、幼い子が最初に何を言ったのかを残すということです。そこで言う司法は、本来は児童福祉のための家庭裁判所の司法だったり、民事損害賠償だったりといった裁判手続きの全部を含むはずですが、今、私が知っている県内の司法面接は捜査のための面接という形になっています。以前、他市では職員がやっていると聞いて驚きましたが、司法面接をするときには、これは全国共通の考え方ですが、例えば性的虐待を受けた子に何度も同じ話をさせないということを目的にしています。何度も同じ話をさせると、それ自体でこどもが二次被害に遭うわけです。また、小さいこど

もは何度も聞かれると、記憶が上書きされて訳がわからなくなってしまいます。だから初期の段階で、代表者ができるだけニュートラルな状態でこどもから証言を引き出して、それをビデオに収めて証拠として封印しておくのです。正にこれは「司法解剖」に近い考えで、だから「司法面接」と呼ばれているのです。そうは言いながらも、少なくとも私が知っている県内で行われている司法面接は、もっぱら捜査の準備のためのものになってしまっています。そのためか、現在の実務では、「司法面接」という呼び方をしません。司法面接の考え方が背後にあるのは当たり前ですが、県内では「三者協同面接」と呼ぶのが一般的です。三者とは、警察・検察庁・児童相談所の３機関を指します。「きょうどう」の「きょう」は、協同組合の「協」です。３つの機関が協力して面接しましょうという意味です。何度も同じことを聞かれたり、証拠の汚染や記憶の汚染と言いますが、そういうことを避けましょうという理念の中でやっていて、それはそれでよいのですが、実は面接者に高度な技術が必要になります。最初にこどもとお話しをして、私はこういう立場ですよ、信頼してくださいねと一定の約束事があって、プロトコルと呼ばれていますが、一定の約束事を実践して、一定の信頼関係をつくった後で聞きますが、プロトコルが長いのです。こどもの年齢にもよりますが、くたびれてしまうので２、３時間も事情聴取ができません。最大で１時間かなと思うと、プロトコルだけで 30 分切ってしまったりして、その後ようやく肝心な点を聴取するということになります。また、こどもは年齢にもよりますが、様々な事情から、真実を語らないことがあります。真実を語ると自分が家庭を壊したと思われるといけないので。そういうことも含めて、三者協同で主に女性の検察官がやっているのを、バックヤードで児相職員、別の検察官、警察が聴取内容を一緒に聞くのです。三者協同面接の弊害ですが、性的虐待事案や刑事事件に発展し得る身体的虐待も含めて、そういう通告が捜査機関にいくと、捜査機関側がこの事案で協同面接やりましょうと決定する場合と、この事案では協同面接をやりませんと決定する場合があるのですが、それは結局捜査の関係で協同面接が必要かどうかを決定しているわけで、児相としての視点ではないのです。児相は早く事実をつかんで、ケースワークをどうするか決めたいが、三者協同面接の理屈として、児相はあまり早めに単独でごちゃごちゃ聞くなという掟があって聞けません。聞けないのに、やるもやらないも少し遠回しに決定されたりします。協同面接をやったとしても、捜査機関としてはどうしてもその供述を基に、悪いことをした人を立件したいというときに、何回もいろいろ聞いたりします。児相としては、司法面接の理念とは違うのではないかとも思うのですが、それぞれの機関がスタンスと目的が違うので、児相側としては結構イライラする場合があります。それに対して１つの答えは、児相職員が高度な面接の技法を練習して、児相職員が面接官になる方法もあるのではないかとも思うのですが、現実には難しいのでしょう。児相職員に対し面接技法のトレーニングは、やっていますか。

○Ｄ委員

やっていますよ。ただ、やはり既得権なのか検察優位なので、そこまでサービスする必要はないと思っていますが、おっしゃる通りで立件できるかどうかが一番の興味です。児相としては逮捕されようがされまいがあまり関係ないので、警察官の前でどっちでもいいというような言い方をして、彼らは本当に立件できるかどうかだけです。最近の本音は、協同面接のリクエストが多すぎて検事の数が足りないので、二者協同面接でできないかなど。

○Ｂ委員

二者っていうのは検察官を外して、警察と児童相談所でやってくれと。

○事務局

それが先程おっしゃっていた、今後警察になってくるのではないかということですか。

○Ｄ委員

そう。警察官は今すごい勢いで養成している。

○Ｂ委員

誘導しない事実聴取と言うか、ビデオになって場合によっては刑事裁判の重要な証拠になり得ますが、手順を間違っていると全部台無しになってしまうので、一定のプロトコルを経て聴取しているので、これは間違いなく真実を語っていますという証拠を作りたいわけです

ね。
○D委員
母数が違うので比較できませんが、年に 100 人単位で養成しているので、児相は年に 10 人単位だと思うので、やってやれんことはありませんが、なかなかどこまでいっても協同面接は検察主導なので。
○B委員
児相としては捜査機関に頼っている部分もあって、加害者を逮捕してもらえれば、児相が独自の権限を行使して親子分離をする必要がなくなるので、そこは早めに捜査機関の方がどう対応するのかを知りたいという事情もあります。捜査機関の対応がはっきりしないと、児相として、今、親子分離している状態をどうするのかなどに関係してきます。ただ、児相は悪いことをした人に罰を与えることを目的にしているのではなくて、こどものためにどうしたらいいかという話なので、早めに事実に迫りたい部分はありますが、協同面接のルールがあるので、児相としての方針を決めることができず、無駄な時間が生じてしまって困ったなという場面に遭遇するわけです。捜査機関も恐らくパンクしつつありますよね。
○D委員
実際パンクしかけているので、さっき言ったみたいな二者でやってくれないかなと。どうも見ていると、うちはそこまで待たされてイライラすることはないので、数が少ない気がします。もっと拡大解釈すると、児相的には警察が入っていろいろな意味で司法の重しと言うのか、親が受ける罰が違うというのは認めますが、逮捕されるのが本当にいいことかは難しい点があります。同居はできないけど、逮捕になるのがいいのかという部分があります。地検がしっかりそういう設備を作れば。県内年間 100 件いかないと思います。検事は警察と全く違って個人プレイなので、熱心な検事が行くとガッと増えたりするみたいで、豊橋はそこまで多くないと思いますが。
○B委員
多くない。他の市が多かった。
○D委員
ケースも多かったが、やたら多かったです。今はどうでしょう、児相が協同面接やってと言っても、却下されるものもたくさん出てきています。向こうの判断基準と一致するばかりではないので、よくわからないところです。
○B委員
性的虐待のケースでは、検事は、最終的に起訴できるかどうかを重視しますので、日時や場所がはっきりしない事案は起訴できないということになります。日時や場所がはっきりしなくても、性的虐待を受けているだろうというのがはっきりしていれば、児相はそういう視点で支援をしなければならないので、やはりそれぞれの機関が協同面接の中で重視する視点が全く違うのです。それと、もし将来豊橋で児相を作るとなると悩むのは、公務員には刑事訴訟法の告発義務があります。公務員は犯罪を知ったら告発しないといけないと。ですが児相は必ずしもすべてのケースを告発していません。生命身体に大きな問題がないような、例えば痣など、程度によってはよくよく見極めると死ぬかもしれないとか、大きな怪我をするかもしれないというものもありますが、比較的軽度な痣のときにいちいち被害届は出しませんよね。それはやはりそれぞれの行政機関の目的との関係で、何でもかんでも犯罪があると思料したら、捜査機関に告発しなければならないわけではないというのが実務上の解釈だと考えられます。捜査機関と児相は立場が違うので、具体的な事案によって動き方が違ってきてしまうというのが実際にはありますが、そういうことは横に置いておいて、三者で協同面接を実施しています。協同面接については、定期的に三者の検察庁・警察・児童相談所が、今後よりよい協同面接にするにはどうしたらいいか会議しています。児相側からも意見を言ったりしていますが、なんとなく全体として捜査機関主導の会議になってしまっている気がします。協同面接というのはそういうことですが、検察庁の内部では協同面接という言い方はしません。検察庁では代表者聴取という言い方をします。同じ言葉ですけど。要するに捜査機関が事情聴取することについて、それが警察官であれ検察官であれ児童相談所の職員で

あれ誰でもいいが、代表者が聴取するという意味です。捜査の手法の１つとして、代表者聴取という言い方をしていますので、何かのときに言葉がごちゃごちゃになるかもしれませんが、同じことを言っていると理解してください。今の議論の最初に司法面接という言葉がありましたが、司法面接はアメリカやヨーロッパから来ている司法解剖に近い言葉ですが、今、日本で実施しているのは、司法面接ではなくて、三者協同面接や代表者聴取というものです。その背後にある理念は司法面接に近いですが、元々の発想とは違う形で、現場にいる職員の立場によっては歪んでいる状態です。

○Ａ委員（議長）

法的なところはとても大事になってきますし、これから豊橋市はプラスアルファで法的な機能もあってもよいと思います。司法面接のように限られた子だけではなく、もう少し幅広にこどもの人権擁護や人権相談、人権救済をやっている自治体もあると思いますので、そういう機能があってもいいと思います。もし児相に弁護士がいらっしゃるとしたら、重篤な事例の法的対応だけでなく、もう少し幅広なこどもにとっての人権などの丁寧な支援ができるのも、市で持つ意味だと感じました。

○Ｄ委員

例えば職員のスキルアップのためや所内検討するために、特定の面接記録をビデオに録っておくのはありだと思いますが、司法面接のためだけに特別な機械をセットするのは本当に無駄な気がします。そういう形で転用できるようなものであればいいと思いますが、年間の使用頻度は本当に少ないので。

○Ａ委員（議長）

いろんな使い方ができる部屋だといいですよね。

○Ｄ委員

新人の面接をビデオに録っておいて、後からＳＶが一緒に検証するなど。そういった形で幅広に使うということであれば、そういう部屋がないよりはあった方がいいと思いますが。

○Ａ委員（議長）

部屋の話も結構たくさん出ましたが、いろいろな角度がありますね。例えば移譲される事務や複合機能などご意見ありますか。

○Ｄ委員

設置場所の検討について、基本ですが端的な話、便利のいい場所に作ったら一時保護所にも押しかけてきます。そういう裏表な関係があるので、どこをバランスよく選ぶかということだけですが、もっと言うと市有地なんて決まっているでしょう。３、４か所くらいでそれ以上どうしようもないかと思います。そういった意味では、具体的な場所は言わなくても、例えば今こういう候補がありますよくらいのことがないと、議論が進んでいかないような気がします。書いてあることは正にその通りのことで、それぞれが裏表の関係にあって、セキュリティーとプライバシーの配置と言ったら、辺ぴなところに作れば一番問題ないですが、そうすると人が集まりにくいだとか。県の場合は初めから、２、３か所候補があるのでそういった意味では考えやすいですが、いつまでもこのレベルで検討していても、これ以上深まらないだろうと思います。

○Ｃ委員

施設平面図のイメージについて、全体的に複合施設と一時保護施設、児相とありますが、グラウンドの横に一般の駐車場があっていいのかなと思います。

○Ｂ委員

外から見えてしまうということですか。

○Ｃ委員

そうです。まだイメージ図だと思いますが、グラウンドで活動するときに親や関係者が探すことを考えると、壁や塀がそれなりの高さのものがいるだろうし、それだと閉鎖的になってしまうだろうと考えました。ましてや一般の駐車場が横にという捉え方はどうなのかと思いました。

○Ｂ委員

一時保護されるこどもについてのイメージが、もしかしたら違うのかもしれないということです。少なくとも私が関わっている事案は、親と対決しているような事案ばかりです。そうばかりでなくて、どうしようもないからお願いしますと一時保護所に連れて来られるこどももいて、そのときには親との対立は基本的に問題がありませんが、親の意に反して無理やり一時保護して、一時保護所に入れるような事案だと、児相は、一時保護所の場所を隠しておきたいと考えます。というのは、親による強制的な連れ戻しの危険があるからです。その話がさっきの話ですし、それと同じで開放的なフェンスだと覗きに来る親がいるわけで、一時保護所の機能が保たれるのかという話も出てきます。

○C委員

例えば複合施設のエリアに一般の方が来たときに、「あれ、あの子隣の子じゃん。」となるかもしれません。

○B委員

情報が漏れてしまうこともあるかもしれませんね。

○C委員

「何であんなとこにおったの。」なんて連絡されたときには、目も当てられなくなってしまうので。

○B委員

一時保護所や児童養護施設にはあまり詳しくありませんが、ときどき聞くのは、いろいろな問題があって収容されるこどもがいるので、こども同士でトラブルが起きることがあります。そうするとこども同士で加害者と被害者が出てくるわけで、一時保護中のこどもが怪我をしたということになると、まずは、児童相談所が親にいろいろ説明しないといけなくなって、すごく大変な状態になります。要は無理やり連れ去って、こどもを安全な場所に入れたはずなのに、何をやっているんだという話になって、その後その親といろいろ対決しながら親子分離を継続しないといけませんが、まずお詫びをしなければならない立場になりますから、その後のケースワークが本当に辛くなります。こどものせいではないと思いますが、辛い状況下で来る子が多いので、普通の平均的な子でないことが多いと思います。いろいろな辛い状況下で来るこどもたちが入るので、入っているこども同士の関係性も難しくなるし、様々な事情からいろいろ難しい問題が生じるのだろうと思います。理想どおりにはいかないことも多いのだろうとも思いました。むしろC委員がよくわかっていると思いますが。

○A委員（議長）

屋上などにグラウンドを作っているところもありますよね。

○D委員

そうでしたね。いろいろあると思いますが、中庭をグラウンドにして、周りを建物で囲っているなど。

○A委員（議長）

陽の光の下で遊びたいなど、そういう場所はやはり何とか確保してあげたいと思いますので、少し工夫がいりますね。

○事務局

視察に行ったところでは、最近は体育館が多いです。室内の体育館で、少し中庭があったり。

○A委員（議長）

関係課ワーキングをされていて、他の課の皆さんは、今の豊橋市の児童相談体制に足りないものや課題に感じていることなど、どのような意見がありましたか。

○事務局

こども、若者が思い思いに過ごせる居場所がほしいという意見や、短い時間でいいのでスポット的にこどもを預けられる機能があるといいなど、それは事前予約なしで突発的に１、２時間でも用事を済ませるために預けられるといいという意見です。カフェなど居場所機能はポイントだと、ワーキングをやっていて感じました。

○A委員（議長）

どちらかと言うと相談機能よりも集まれる場ということですか。
○事務局
そうですね。こどもはWi-Fiと芝生があれば集まるという意見もあったり、前のめりに相談者が困っていないかという環境では、こどもたちは自ら相談にしにくいということで、程よい距離感が必要だという意見は出ていて、ですが困ったことがあれば話を聞いてくれたりという絶妙な距離感や環境があるといいという意見を聞いてなるほどなと思いました。
○C委員
予約なしで預けられるのはすごくいいと思います。お母さん方で専門学校などに学びに行く人の話を聞くと、事前予約をしないといけないから、こどもが学級閉鎖になったときなどに預ける場所がなくて困るという話もあります。なかなか難しいかもしれませんが、病後児預かりも機能として加えていただくと、子育てしやすい街になっていくと感じます。看護師の配置や病後児の部屋の確保も必要になりますが、そういうことを主婦の人たちは求めていることが多いので、それも参考にしていただけるといいと思います。
○D委員
市内に病児保育はありますか。
○事務局
あります。利用率は意外と空いています。そこが使い勝手はどうなのかとか、場所はどうなのかなど。病後児であっても、一旦は病院へ連れて行ってからでないと連れて来れないというルールがあったり、そういう点が結構市民の皆様からご意見いただくことが多いです。
○D委員
クリニックに併設しているような病児保育は。
○事務局
今はないです。昔はあったんですが今はなくて、市民病院の中にはありますが基本的には看護師などが使えるようにと整理してあるのが、常にいるわけではないので一般の方も使えるようにしましょうとしています。そういうところはありますが、いきなり市民病院の外来でというのもなかなかないので、あまり併設の意味は。小児科などでやっていただけるのが一番いいですが、なかなかやってくださるところはありません。
○事務局
保育園で行っている病児保育では、小学生も見てくださるところはあるので、そこに連れて来ることはありますが、医師会の小児科医の話の中でも、多角的な経営や併設機能が求められているといったお話はあります。そんなの親の責任じゃないかと言われてしまうことも多くあります。他市では併設のクリニックが診てくれるところもあると聞いているので、そういうふうに医師の間でも考えが変わっていただけると、医療、保育、福祉が一体化できるといいのになと思います。
○D委員
昔からありますよ、病気のときくらい親が付き添ってみなよと。
○A委員（議長）
ご事情もありますしね。
○事務局
仕事が休めない世の中が悪いみたいに言われますからね。
○A委員（議長）
子育てを支援していくのがこれからですし、そういう意味では他市が発達相談の親子教室を併設しているのがとてもいいと思いました。やはり発達に遅れがあったり、心配があるような家庭のお母さんは悩みを抱えやすいですし、こどもも大変さを抱えて大きくなる。そういうときに、近くに児童相談所があったり、相談できるところがあって、「ここ昔来たことある。」という気持ちになって、場所が一緒のメリットは結構あると思います。豊橋は今ほいっぷと一緒にやっているんですかね。少し遠いですし、自然とこども、若者が集まるというと少し街中のイメージなのかなと思って、親御さんが車でも来れて、でもそんなに街から外れていなくて、いろいろな悩みを持っている人が小さい頃から通えるようなイメージのと

ころがあるといいと思います。そのときに病児保育も、少し預けられるところがあって、あそこに行くと助かるというイメージがあって、「相談もできるんだ。」とか。児相だけが離れてというよりも、一緒の空間で相談できるとなると、より相談しやすくなったり、他の課の方も含めて、そういうところが、今、豊橋に望まれるのかなと思いました。まちなか図書館など豊橋はいいものを持ってみえるので、増えそうな感じですよね。若い人やこどもも多いですよね。そういう感じで集える場が、もう１つくらいあるといいと思いました。また、私から１つ、こども家庭センターの川上支援はとても大事だと思っていますが、これをより強化するためには何が必要で、今何が足りていないという認識かと思いまして。ここは特にポピュレーションと言うのか、予防など母子保健も含めたところがすごく重要になると思いますが、今の二元体制における対策はたくさん出てきましたが、今、豊橋として川上支援、事が大きくなる前の支援で足りていないこと、課題はどのように認識されていますか。

○事務局

明確に最近出てきているのが、児相の通告の中でも圧倒的に多いのが、夫婦喧嘩による心理的虐待です。うちにも住基照会が来たりします。そういったことも虐待になると一般市民の保護者の虐待に対する認識が一歩、二歩遅れています。変わってきているので、そういったところもしっかりと伝えないといけないですが、４類型という形でずっと伝えてきていますが、もう少し具体的に伝えていかないといけないと思っています。そういった、そもそもこうなんですという認識であったり、子育て支援や困り事に対する支援はより手厚く、母子保健の段階からもう少しできるのではないかと思っています。

○Ａ委員（議長）

その対策を練っていくということですね。児相設置とは全く別の気もしますが。

○事務局

今回検討する中で、社会的養護の話が出てきているので、川下を一生懸命やってもなかなか限界があるなと。特に市町村としては、川上をしっかり止めていく中で、その延長線上に児相設置の検討があるべきと考えています。そこはパッケージで考えていきたいと思っています。

○Ａ委員（議長）

もう１つだけ、今の二元体制におけるメリット、デメリットについて、少しわからなくなってきてしまったのが、中核市で児相を設置しようという最初の目的は、市が児相を持った方が迅速な対応ができる、判断するところが１か所になって迅速で、市民にとって児童福祉がより向上するというところからスタートした気がするのですが、今はメリットももちろんあるし、課題も両方示していただいていますが、そもそも豊橋として児相を設置する意義みたいなものが、ぼやけているというか、どう整理されつつあるのかお聞きしておきたいと思います。

○事務局

そもそものスタートは、市と児相が二元体制にある中で、タイムラグが出たり、支援の情報の違いがあって課題がある。市が持つことによって課題を解決できるのではないかというところは変わりないです。今もその課題を解決したいと思っていて、その方法の１つとして児相設置があると、設置するためにはどういうことをやらないといけないのか検討をずっとしてきました。一方で、一番大きいのは人員の問題で、課題は解決するが本当に実現するだろうかということや、社会的養護など、いろいろな課題が出てくる中では、元々持っていた課題は解決したいが、児相設置がなかなかハードルが高い中で、他にも方法があるのではということを一緒に検討していて、児相設置だけじゃない方法も考えるべきではないかと、幅広に今検討しています。

○Ａ委員（議長）

わかりました。

○Ｄ委員

同じ疑問を持っていまして、このタイミングでその話が出てくるということは、印象としては後退しているなという感想です。この委員会で強制的に作れという権限ももちろんない

ので、あくまで感想ですけど。それはそれとして、社会的養護の見込みは豊橋で作ってほしいです。市の実態を。前も言ったかもしれませんが、児童福祉の分野では、豊橋は県内では特殊な地域です。少なくともインフラはかなり充実しているはず。全体で見れば養護施設の定員はどんどん減っているというものの、こども人口あたりの養護施設の定員数は、豊橋に限って言えばまだまだ充実していると思います。豊橋市在住の虐待件数や一時保護の数など、児相に聞けばすぐわかると思うので。里親もある意味特殊な地域という気もします。豊橋の里親会は歴史が古いです。市だけの数字を、ここ数年間の変化など、その辺りがないと県の情報を見てどうのこうの言っても、あまり実態にそぐわないと感じました。

○A委員（議長）

そうですね、児童養護施設の定員数も、障害児施設の定員数も、豊橋が児相を作って、豊橋児相が困ることはあまりないと思います。県が困るくらいで。

○D委員

乳児院だって 50 あるわけで、全体でも 110 くらいしかない中の、半分近くは豊橋が占めているわけで、人口は半分もないので。そういう点では、いくら児相ができてどんどん保護しても、当面困らないかなと思いますがどうですか。

○C委員

県の施設全体のイメージをお話しすると、職員が集まらないから定員を減らしたという施設が結構多いです。こどもを入れる必要性はありますが、職員を募集しても来ないし、保育士や指導員のなり手もないので、結局定員をおとさざるを得ない。数字合わせをするしかないという施設が、ちょくちょく最近よく話を聞きます。うちの定員もどうしようとずっと考えていますが、分園をもう１つ出すと計画はしたが、結局４LDK を貸してくれる建屋自体がどこに豊橋市内にそんなにたくさんあるのかという問題もあるので。非常に難しいなと思っています。

○D委員

入所児童は圧倒的に豊橋が多いでしたっけ。

○C委員

今は半分ないくらいでしょうか。尾張方面や西三河が多いです。課題性が高いこどもたちもすごく増えてきていて、今 70 の定員で 50 が措置で、一時保護１できてますが、近隣の小学校の支援学級は施設の子で独占しています。トラブルがある度に学校に呼び出しされる状況で、こどもが持っている課題性がすごく高くなってきていて、空きのキャパがあってもそういうトラブルを起こす子たちが集まってしまうと、職員が疲弊してしまうので入所をストップしていたり。特に男の子は課題性が高い子が半数以上いて、児童精神科に通っている子もすごくたくさんいる中で、そういう子たち同士が集まると数分で喧嘩になってしまいますので、そういう現状もあって非常に難しいなと。本当にここ数年、虐待の件数が増えてくればくるほど、課題性の高い子たちがすごく多くなってきています。手帳を持っている子たちもどんどん増えていますし。

○D委員

それはただ豊橋に限らず、全県的だし、ひょっとしたら全国的な傾向かもしれません。他の施設でも、近隣の学校の特別支援学級がほとんど施設の子だと言ってました。市が児相を持つと、市営の施設ではないでしょうが、独自の人員集めで職員の数が埋まらないとなったら、少し上乗せ補助を出すというのもやりやすくなるのでは。

○C委員

ありがたいことです。

○D委員

やはり給料が安いと、優秀な人は集まりにくいので。補助金まで出さなくても、今、市内の施設の定員は 70 もあるのですから。別の施設が 40 いかないくらいですか。

○C委員

45 ですかね。

○D委員

45か、合わせて110もありますもんね。
○A委員（議長）
豊橋は児童福祉施設という意味では特殊な場所、比較的有利な状況に今あるのだと思います。
○D委員
それを豊橋が優先的に使うとなったら、本当にこの場所で困ることはまずないと思います。
○A委員（議長）
あとは特別養子縁組や児童自立支援施設、心理治療施設など遠くに行かなければならないものはどうしてもあるので、そこは県との協議がどうしても必要になると思います。県と協議を続けていかれたり、里親も県がやっているマッチングをする会議に参加するなど、そういう対応はとれるのではないかと思います。もう１つお聞きしたいのが、緊急受理会議を合同でやることについて、今２つあることで迅速にできない課題が、多少迅速になるのかなというメリットを感じつつ、一方で今まで児相や市だけでやっていたものを一緒にやると、皆さんが参加する件数自体はものすごく増えるわけですよね。例えば警察から来るものは、児相だけの受理会議をかなりの数をやっていると思いますので、そういうものに市が全部出るのか。そうするとかなりの時間の確保が必要とされる。でも将来的なことを考えれば、様々なケースに触れるという意味で、効率性だけではないメリットがあるとは思いますが。いったいどういうケースを合同緊急受理会議の対象にするのかを考えないと、検討された方がいいと思います。
○事務局
そうですね、児相側からすると市に過去の関わりがあったりして、その後、市送致してくるような事案。今でもありますが、児相で受理会議をやって、これは市送致でいいかと市に電話をかけてくださるというやりとりを、オンラインで一緒に話しをして、市送致でいいよねとスムーズにいくでしょう。一方で一時保護の見立てで言うと、市で一時保護だと思っても実際にはなかなか一時保護できないところで、２回会議することになるのであれば一緒にやって、一時保護が難しいようであれば、市の方で支援的に関わっていきましょうという形の方がよかったりなど。今はそういったことを想定して、受け渡しが発生しそうなものをまずやっていきたいと思っています。
○A委員（議長）
わかりました。ご意見や質疑などいかがでしょうか。
○事務局
もし分かれば伺いたいのですが、県内の政令市内の施設に一時保護や措置をお願いするような、逆もしかりですが、そういったことはありますか。
○D委員
ほとんどないです。
○A委員（議長）
中央児相同士で協議をすることになっていて、政令市は政令市だけで満床なので、とても受け入れられないというのが現状です。
○D委員
県だって満床です。
○A委員（議長）
少しでも空いているところを政令市は探しているのだと思います。
○D委員
特に政令市近郊の県の施設は、一時的にかなり政令市に貸しています。
○事務局
例えば豊橋市が県の児童自立支援施設に入れたい場合は、中央児相に連絡をすれば。
○A委員（議長）
そうですね。
○事務局

逆に県が他市の子を豊橋市内の施設に入れたいとなると、その場合は各児相から豊橋市へ連絡があるのですか。それとも中央児相から連絡があるのですか。
○A委員（議長）
恐らく中央からだと思います。
○D委員
中央がやるのでしょうが、それはできた暁にどっちが合理的かという話で、私は直接やってもらえばいいとずっとおしているので、豊橋市がよければ県内の児相に限っては直でやってもらった方が早いと思います。
○事務局
児相同士なんですね。施設への連絡に関しては。
○D委員
まず児相に許可を得てからです。
○事務局
連絡していいですかと聞いておいて連絡すると。
○D委員
そうです。東海北陸ブロックの管内は、ダイレクトに施設と交渉するなというルールになっています。ある政令市では、一時保護するときに１万円加算しています。
○A委員（議長）
市単独の補助があるんですよね。
○D委員
病院だけかと思いますが、施設もそうかな。
○A委員（議長）
乳児院などでも確か。
○D委員
そうか。だから施設側としてはその政令市の子を受けると、無条件で１日１万円入ってきます。
○事務局
それは政令市内の施設に預けるときと、市外とで一緒ですか。
○D委員
一緒です。
○事務局
ではそもそも高いということですか。
○D委員
そうです。だからやはり施設の立場だと、県の子を預かるよりも、政令市の子を預かった方が実入りがいいので、その辺りは上手にやっていますね。まあお金もあるのでしょうが。ただ一応紳士協定ではないですが、県の施設は県でと。昔、県に乳児院が少なかった時代は、政令市の乳児院にかなり県枠というような形で、常に５人くらいは入れてもらっていましたが、いつの間にかジリ貧でなくなってしまいましたね。
○A委員（議長）
そうですね。
○D委員
県の乳児院が増えたり、政令市の乳児院が混んできたこともあって、最近はあまりありませんが、それでも乳児院はたまに県からお願いして政令市の施設に入れてもらうことはあります。その辺りはケースバイケースで、基本的に施設は空けておきたくないというのはありますので、施設は受けたいけど児相がねという言い方をよくされます。
○A委員（議長）
政令市と中核市児相は少し違うのだろうと思うのは、今、豊橋市内の施設にも多くの県の子が入っていて、県と豊橋市は協力せざるを得ないと思うので、どういうやり方がスムーズなのか協議の場がもたれるのだろうと思います。

○事務局
　県と市で協定を結んで、枠のようにするところが多いようです。それがどのくらい実効性があるかというところが、現場ではなかなか難しいと聞いています。
○Ｄ委員
　県の児童自立支援施設でも豊橋の子が多いです。常に多数派を占めています。
○事務局
　だいぶお世話になっているので、そういったところはさすがに豊橋では作れないので。
○Ａ委員（議長）
　里親を増やしていくという意味では、里親を開拓するのは、恐らく市の方が一般の方へのアプローチは上手なので、里親開拓については中核市は県よりも有効な手立てが出てくると思います。
○Ｄ委員
　今日は否定的なことばかり言って申し訳ないですが、二元体制の案をいろいろ出していますが、人事交流の推進はできるかと思いますし、サテライト窓口は具体的にどういう機能をするのかイメージがわきませんが、サテライト窓口を設けなければいけないような距離ではないような気がするし、ただある程度事前にそれこそ協定ではないですが話し合いをしておいて、こういうケースの相談が来たら優先的にそれぞれ相手方に流してくださいみたいな形での、実質的なサテライト窓口みたいなものは検討してもいいかと思います。それから「現行の県と市の組織体制を生かしたまま、ハード面から隣同士の職場配置」というのは無理でしょう。これがないと緊急合同受理会議なんて絶対無理ですよ。
○Ａ委員（議長）
　オンラインのイメージではないかと思います。
○Ｄ委員
　オンラインならよっぽど可能かもしれません。
○Ａ委員（議長）
　オンラインは参加できる人がある程度限られる。
○Ｄ委員
　逆に市が関わっていたケースで、面前ＤＶで女性相談も必要みたいなケースであれば、緊急性はそこまで高くないので、例えば毎日４時 30 分からは緊急合同受理会議の時間と設定しておいて、なければ流せばいいしというくらいにしておかないと、東三河児相がどうやっているかはわかりませんが、本当に随時なので受けた担当者と課長と所長だけでやるときもあるので。たとえオンラインであっても、離れたところでタイムリーにできるのかなと言うと、恐らく破綻すると思います。本当に緊急性の高いものこそ、なかなか難しいと思います。豊橋はこどもの数は増えているのですか。
○事務局
　出生数はどんどん減っています。
○Ｄ委員
　転入は。
○事務局
　こどもはそんなにないです。出生数も外国人が多くてもっていましたが、今それも下がってきています。
○Ｄ委員
　そうやって考えると、件数が増えていくのは不思議ですね。
○事務局
　面前ＤＶはなんとなくわかりますが、一時保護や措置も減っていかないのは、もう少しやれることがないかと思います。
○Ｄ委員
　話があっちに行ったり、こっちに行ったりして申し訳ないですが、先程の川上支援で知識を普及させるのは本当に大事なことで、少し古い話になりますが前に一度調べたら、面前Ｄ

Ｖを虐待だと思っていない親が、まだ 10 年前くらいで３、４割ありました。ある意味勝手に国が虐待だと突然言ってきたので、そういうことを母親、父親になる前からいろいろな場所で啓発していくのは、本当に大事なことだと思います。今でも知らない顔して言い訳かもしれませんが、痣にならない程度に叩けば虐待にならないと思っていたとか、こどもの前で夫婦喧嘩したら虐待になるなんて聞いたことないとか、そう言い訳する親は少なくありません。まだまだ不足している部分だと思います。
○Ａ委員（議長）
　市だと学校や園などの機関とのつながりもあるので、一般市民に対するアプローチをしていただけると本当にいいと思います。パパママ教室などで。
○Ｄ委員
　早ければ早い方がいいと思います。小学生は素直なので、学校で最近人権教育をやっているでしょう、そうするときわめて稀ですが、それを聞いて虐待されていると自分から児相に来たりする子がいて、小中学生くらいのうちから、あなたたちもこどもの前で夫婦喧嘩するのは虐待だということを、いろいろなタイミングで刷り込んでいくことが必要だと思います。
○Ａ委員（議長）
　川上支援で園とも協力したり、予防的なこともやっていただけると、そこは今からでもできることだと思います。
○事務局
　そうですね。そういう意味では母子保健や学校は必ず全員が通るところなので、ココエールは全員通りませんが、そういったところと一緒にこども家庭センターとしてしっかりやっていきたいと思います。そこの連携をもっとしっかりしないと、距離が離れているので。
○Ａ委員（議長）
　ちなみにお隣に子育て支援の大きな拠点があると思いますが、そことココエールは今何か関係はありますか。
○事務局
　同じ部の中にはあるので、連携という意味では、ココエールに来てくれた子たちが遊びに行ったり、向こうでも何か気づきがあればこちらに連絡が来たりします。かなりたくさんの子が来るので、そういったところはありますが、すごく密に連携しているかと言うとそこまでは。
○Ａ委員（議長）
　なかなかやっていることが違うので難しいとは思いますが。身近な場所としては、隣はとても大きいので、大きな子もみえると思うので。
○事務局
　居場所になっているので、そういうところではもう少し。
○Ａ委員（議長）
　皆さんいかがですか質問などは、ご意見大丈夫でしょうか。それではご発言ないようですので、議事は終了させていただきます。それでは事務局の皆さんは、委員の皆さんにいただいたご意見を踏まえて、とりまとめに反映させていただくようにお願いいたします。それでは、進行を事務局へお返しいたします。
○事務局
　皆さん、長時間にわたりまして貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。今日いただいたご意見を反映させながら、検討事項を進めていきたいと思います。
●次回の会議について事務局から案内
○事務局
　それでは、本日の会議は終了いたします。ありがとうございました。